

常任委員会の審査報告

市議会は、3月7日に総務常任委員会、8日に文教福祉常任委員会、そして9日に建設経済常任委員会を開会し、

定例会初日に付託された市長提出の議案17件について審査を行いました。
主な質疑は次のとおりです。

議案審査



ピックアップ① 5月19日から『三山木中央』に伴う関係条例の整理に関する条例の制定

【賛成全員：可決】
綴喜都市計画事業三山木地区特定土地区画整理事業の換地処分公告により、同地区の地域の名称を、三山木中央一丁目から九丁目に変更するなど所要の改正を行うもの。

【賛成全員：可決】
いつから名称変更されるのか。
【都市整備課長】平成30年5月18日に換地処分の公告、19日から変更となる予定。
【区・自治会への影響は、



三山木中央に名称が変わる地域

ピックアップ② 12月に鉱泉浴場オープンで入湯税を規定

【賛成全員：可決】
鉱泉浴場が開設されることから、地方税法に基づき入湯税を課すため、規定を追加するもの。

【賛成全員：可決】
入湯料金が1000円以下の場合には免除するとして根拠は、また、本市に開設される施設の料金は、平日200円、土日祝1400円と聞いている。
【賛成全員：可決】
回数券などへの対応は、また、年間の税収見込みは、(税務課長) 1回あたり1000円以下は免除する。事業者の利用者数予測から算出する税収は、年間2800万円と見込んでいる。



建設中の鉱泉浴場とホテル(松井山手)

給付事業に位置付けるもの。
【高齡介護課長】紙おむつ費は国での給付はなくなったがこれまでどおり月額3000円まで市が給付する。利用者アンケートで、サービス内容保険料ともに現状維持を望む回答が2/3を占めた。保険料率は、3年間積み上げた基金の取り崩しなどで不足分を補える予測がついたため、引き下げできないが現状維持とした。3年後は介護報酬の地域区分の変更に伴い、現状維持は難しいと考える。

まちの羅針盤 総合計画策定へ

【賛成全員：可決】
地方自治法の改正で法的な策定根拠がなくなったため、次期総合計画の策定に合わせて条例で定めるもの。
【まちづくりの基本となる計画に市民の声を反映することには不可欠。総合計画審議会への市民委員や女性委員、学生委員の登用は、

【企画政策部副部長】条例制定と合わせて審議会規則を定め、人数は未定だが市民委員も一般公募する。女性委員は本市の指針どおり委員全体の1/3を確保したい。学生委員は以前から参画されており、今回も同志社大学、同志社女子大学と調整していく予定。
【賛成全員：可決】
市民委員にもスキルがなければ、議論に参加できない。熱意も知識もある市民に参画を促して、活発な議論となるよう配慮が必要では。

国保の都道府県化市負担で税率据置

【賛成全員：可決】
国保の都道府県化に伴う運営協議会の名称変更など。
【賛成全員：可決】
国保の都道府県化に伴い、市の事務を明文化するもの。
【賛成全員：可決】
本市の国保運営は比較的に安定していた。都道府県化で財政負担が重くならないか、

【国保医療課長】府主体の運営へ、医師会との連携など事業の拡大にメリットもある。本市の国保は10年間据え置いた。平成30年度は、一般会計からの繰り入れで引き上げないが、今後は、府に納付金を納めるため、税率の引き上げは避けられないと考える。
【賛成全員：可決】
本市の対策として考えられることは、

【国保医療課長】医療費適正化対策事業による健康づくり

介護保険料率 今後3年間は据置

【賛成全員：可決】
平成30年度から32年度までの介護保険料率を定めるもの。また、国が給付を廃止した紙おむつ費の支給を、市の特別

【企画政策部副部長】心算理由を聞かないで判断したい。

等による保険者努力支援制度交付金の増額を獲得して、引き上げ幅を抑えたい。
【市長】市民の健康づくりに

税条例の一部改正

【賛成全員：可決】
鉱泉浴場が開設されることから、地方税法に基づき入湯税を課すため、規定を追加するもの。
【賛成全員：可決】
入湯料金が1000円以下の場合には免除するとして根拠は、また、本市に開設される施設の料金は、平日200円、土日祝1400円と聞いている。

【賛成全員：可決】
回数券などへの対応は、また、年間の税収見込みは、(税務課長) 1回あたり1000円以下は免除する。事業者の利用者数予測から算出する税収は、年間2800万円と見込んでいる。

職員定数条例の一部改正

【賛成全員：可決】
待機児童対策に伴う保育士の増員と、下水道事業の公営企業化に対応するため、定数について市長部局で31人、上下水道部局で11人増やすもの。
【賛成全員：可決】
本市は保育所や消防なども市職員のため、職員数は多くなる。適正な職員定数の認識は、

【総務部副部長】多様な行政サービスを提供していることもあり職員数は多い。行政需要も変わっており、適正な数は一概に決められない。
【総務部副部長】地方分権による事務量の増加に見合う財源移譲はされていない状況で、人件費と財政状況を含めて、適正な職員数を見極めていく。

その他の議案

【賛成全員：可決】
個人情報保護条例の一部改正
【賛成全員：可決】
関係法律の一部改正により、

【賛成全員：可決】
指定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正
【賛成全員：可決】
介護保険法施行規則の改正に伴い、主任介護支援専門員の定義を整理するもの。

より、医療費負担を抑える施策を充実させ、交付金の確保に努めるとともに、国への要望を行っていく。

【後期高齢者医療に関する条例の一部改正】
【賛成全員：可決】
関係法律の一部改正に伴い、住所地利例の見直しが行われるため改正するもの。

【特別工業地区建築条例及び地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正】
【賛成全員：可決】
建築基準法の一部改正により、田園住居地域を追加するなど、所要の改正を行うもの。
【田園住居地域とは、

【計画交通課統括主幹】第一種・第二種低層住居専用地域の生産緑地を保全し、良好な住環境が形成できる地域を都市計画に位置付けられたもの。
【賛成全員：可決】
都市公園条例の一部改正
【賛成全員：可決】
都市緑地法等の一部改正により、運動施設等を条例で定めることにも、山手南地区の宅地開発に伴う公園の追加など、所要の改正を行うもの。

【道路線の認定】
【賛成全員：可決】
山手南地区の宅地開発に伴う新設道路を認定するもの。

【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正】
【賛成全員：可決】
地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例の一部改正
【賛成全員：可決】
介護保険法の一部改正により、指定居宅介護支援事業の基準等を、市の条例で定めるため制定するもの。

【地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例の一部改正】
【賛成全員：可決】
介護保険法の一部改正に伴い、主任介護支援専門員の定義を整理するもの。

【指定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正】
【賛成全員：可決】
国が推進する幼児教育の段階的無償化施策に基づき、ひとりの親世帯を除く市民税所得割課税額が7万7000円以下の世帯で、私立幼稚園と認定子ども園に係る保育料を、月額1万4000円から1万1000円(第二子は半額)に減額するもの。

【後期高齢者医療に関する条例の一部改正】
【賛成全員：可決】
関係法律の一部改正に伴い、住所地利例の見直しが行われるため改正するもの。

【特別工業地区建築条例及び地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正】
【賛成全員：可決】
建築基準法の一部改正により、田園住居地域を追加するなど、所要の改正を行うもの。
【田園住居地域とは、

【計画交通課統括主幹】第一種・第二種低層住居専用地域の生産緑地を保全し、良好な住環境が形成できる地域を都市計画に位置付けられたもの。
【賛成全員：可決】
都市公園条例の一部改正
【賛成全員：可決】
都市緑地法等の一部改正により、運動施設等を条例で定めることにも、山手南地区の宅地開発に伴う公園の追加など、所要の改正を行うもの。

【道路線の認定】
【賛成全員：可決】
山手南地区の宅地開発に伴う新設道路を認定するもの。

【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正】
【賛成全員：可決】
地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例の一部改正
【賛成全員：可決】
介護保険法の一部改正により、指定居宅介護支援事業の基準等を、市の条例で定めるため制定するもの。

【指定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正】
【賛成全員：可決】
国が推進する幼児教育の段階的無償化施策に基づき、ひとりの親世帯を除く市民税所得割課税額が7万7000円以下の世帯で、私立幼稚園と認定子ども園に係る保育料を、月額1万4000円から1万1000円(第二子は半額)に減額するもの。

【指定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正】
【賛成全員：可決】
国が推進する幼児教育の段階的無償化施策に基づき、ひとりの親世帯を除く市民税所得割課税額が7万7000円以下の世帯で、私立幼稚園と認定子ども園に係る保育料を、月額1万4000円から1万1000円(第二子は半額)に減額するもの。

【指定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正】
【賛成全員：可決】
国が推進する幼児教育の段階的無償化施策に基づき、ひとりの親世帯を除く市民税所得割課税額が7万7000円以下の世帯で、私立幼稚園と認定子ども園に係る保育料を、月額1万4000円から1万1000円(第二子は半額)に減額するもの。